

不良債権の状況 / きらやか銀行

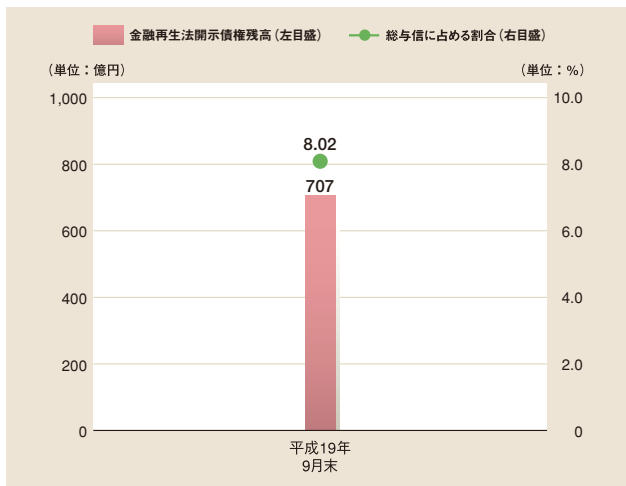
Kirayaka Bank

■金融再生法開示債権

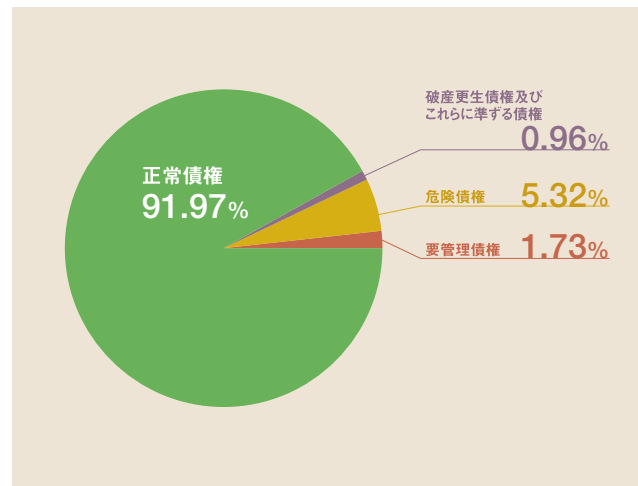
平成19年9月末の金融再生法に基づく開示債権は、707億円となりました。これらの債権の73.31%につきましては貸倒引当金および担保・保証等により保全されております。

今後も引き続き厳格な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行うとともに、お取引先に対する経営支援を強化し、資産の健全化に努めてまいります。

□金融再生法開示債権残高および総与信に占める割合の推移



□総与信に占める割合 (平成19年9月末)



■保全状況

(金額単位：億円)

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等		貸倒引当金	保全率 (B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	85	85	69	15		100.00%
危険債権	469	360	229	130		76.77%
要管理債権	152	73	51	21		47.77%
合計	707	518	351	167		73.31%

用語解説

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権 | 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、構成比については端数を調整して表示しているものを含んでおります。